



# 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会 ～指定手続きについて～

平成29年12月11日  
日進市健康福祉部介護福祉課



# 内容



1. みなし指定更新
2. 現行相当の指定について
3. 緩和型Aの指定について
4. 事業所更新スケジュール
5. 申請に必要な書類（訪問）
6. 申請に必要な書類（通所）
7. 定款及び運営規程等の変更などについて
8. 新規指定スケジュール



# みなし指定について



## (1) みなし指定

- 現行相当サービス（予防型訪問介護サービス・予防型通所介護サービス）指定を受けているとみなされる。
- 平成27年3月31日までに介護予防サービスの指定を受けていた事業所が対象

## (2) みなし指定の有効期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日まで（3年間）

## (3) みなし指定の更新手続き

平成29年12月より平成30年1月までに実施



# 現行相当の指定について



現在の指定状況	指定日	みなし指定	現行相当の指定の有無	指定事務
介護予防 訪問介護	H27.3.31 以前	あり	—	指定更新
	H27.4.1 以降	なし	あり	指定更新
なし			新規指定	
介護予防 通所介護	H27.3.31 以前	あり	—	指定更新
	H27.4.1 以降	なし	あり	指定更新
なし			新規指定	
指定無し				新規指定



# 緩和型Aの指定について



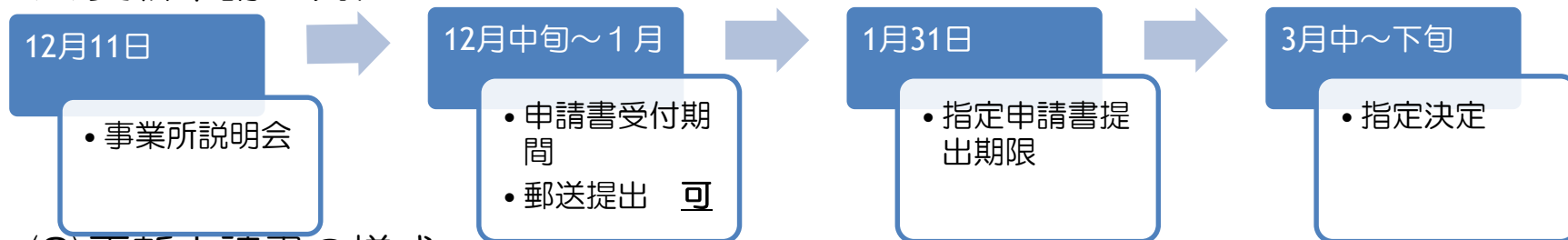
現在の指定状況	指定日	みなし指定	緩和型Aの指定の有無	指定事務
介護予防 訪問介護	H27.3.31 以前	—	あり	指定更新
			なし	新規指定
	H27.4.1 以降	—	あり	指定更新
			なし	新規指定
介護予防 通所介護	H27.3.31 以前	—	あり	指定更新
			なし	新規指定
	H27.4.1 以降	—	あり	指定更新
			なし	新規指定
指定無し				新規指定



# 事業所更新のスケジュール



## (1) 更新申請の流れ



## (2) 更新申請書の様式

日進市ホームページに掲載

ホーム>暮らしの情報>福祉・健康・医療>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の更新について

## (3) 指定期間

本体の通所・訪問サービスの期間と同一（予定）

## (4) 日進市以外の被保険者が利用している場合について

日進市以外の市町の被保険者が利用している事業所については、日進市への更新とともに、当該市町の指定更新も必要となります。該当する利用者がある場合は、被保険者の市町へ問い合わせの上、必要な手続きをしてください。

ただし、他市町の被保険者であっても住所地特例者である場合には、日進市（施設所在市町）の指定となります。



# 更新申請に必要な書類（訪問）



提出書類	様式	留意事項
日進市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書	第1号様式	
指定予防訪問介護相当サービス事業者の指定に係る記載事項	付表1	現行相当
指定訪問型サービスA事業者の指定に係る記載事項（一体型用）	付表2	A型（一体）
指定訪問型サービスA事業者の指定に係る記載事項（単独型）	付表3	A型（単独）
介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式9-1	
役員名簿	参考様式9-2	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
介護給付費算定に係る一覧表		A型は不要
本体の訪問サービスの指定通知の写し		



# 更新申請に必要な書類（通所）



提出書類	様式	留意事項
日進市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書	第1号様式	
指定予防通所介護相当サービス事業者の指定に係る記載事項	付表4	現行相当
指定通所型サービスA事業者の指定に係る記載事項（一体型用）	付表5	A型（一体）
指定通所型サービスA事業者の指定に係る記載事項（単独型）	付表6	A型（単独）
介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式9-1	
役員名簿	参考様式9-2	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
事業所の平面図等		面積確認
介護給付費算定に係る一覧表		A型は不要
本体の通所サービスの指定通知の写し		





# 定款及び運営規程等の変更などについて



「介護予防・日常生活支援総合事業」は「介護予防サービス」とは別のサービスです。  
そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。

## （１）法人の定款

法人の定款の目的に、下記のような事業の記載がない場合は、定款変更（追記）を行っていただく必要があります。

例：「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

- ※ 定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。
- ※ 社会福祉法人で、定款中に第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と記載されている場合は、総合事業の内容が含まれるため、定款の変更は必要ありません。

## （２）運営規程

タイトルも含め、現在の運営規程で使用されている表記を次のように変更したものを別に作成する必要があります。

例：「介護予防訪問介護 ⇒ 介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護予防通所介護 ⇒ 介護保険法に基づく第1号通所事業」

※ 愛知県からの通知「総合事業の開始に伴う運営規程の取扱いについて（平成29年6月1日）」



# 定款及び運営規程等の変更などについて



## (3) 契約書、重要事項説明書

日進市では、平成28年10月から総合事業を開始しており、平成29年9月末までの間に全ての介護予防サービス利用者は総合事業の利用者に切り替わっています。

したがって、現行相当サービスを提供しているみなし事業所については、運営規程と同様に現在の契約書や重要事項説明書で使用されている表記を適切に変更してください。

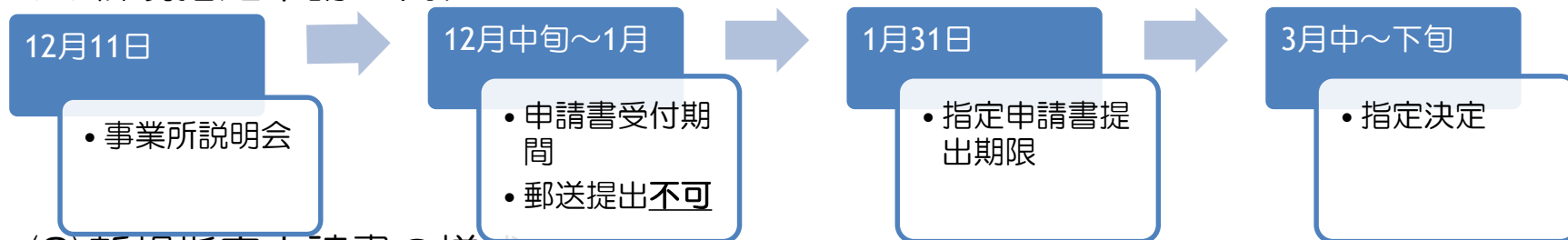
※ 契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。



# 新規指定のスケジュール



## (1) 新規指定申請の流れ



## (2) 新規指定申請書の様式

日進市ホームページに掲載

ホーム>暮らしの情報>福祉・健康・医療>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定について

## (3) 指定期間

本体の通所・訪問サービスの期間と同一（予定）

## (4) 日進市以外の被保険者が利用している場合について

日進市以外の市町の被保険者が利用している事業所については、日進市への更新とともに、当該市町の指定更新も必要となります。該当する利用者がある場合は、被保険者の市町へ問い合わせの上、必要な手続きをしてください。

ただし、他市町の被保険者であっても住所地特例者である場合には、日進市（施設所在市町）の指定となります。